

## 災害時の応援業務に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と小千谷電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の応援業務について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対し小千谷市内における2次災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

### （応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### （応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用建築電気設備資機材の提供及び斡旋
- (2) 小千谷市が管理する施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査
- (3) 小千谷市が管理する施設のうち被害を受けた施設における建築電気設備に関する応急対策工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な建築電気設備に関する応急業務

### （応援要請の手続き）

第4条 甲は、次の事項を明らかにし、口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

### （費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

### （損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議

のうえ定めるものとする。

### （資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、隨時次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (3) その他必要な事項

### （その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年12月1日

甲 小千谷市長 谷井 靖夫

乙 小千谷電気工事協同組合

理事長 宮川 久夫